平成２６年（フ）第５５４号
名古屋市守山区大森５丁目305番地　ハイツ山本101号
債務者　湯本　正善
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３８号
青森市富田５丁目32番５号
債務者　石田　康人
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８９８号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の４上飯田第二市街地住宅３棟623号
債務者　杉浦知可子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８４２号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町西221番地　ｃｏｍｆｏｒｔ21―501、従前の住所愛知県豊田市上渡合町萩平315番地23
債務者　宮崎　穂澄（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６９号
青森県八戸市長苗代２丁目24番７号　コーポアトムラＢ―２
債務者　中川　　彰
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第５０３号
千葉県柏市旭町３―３―48　ＳＫヴィラ102号室、開始決定時及び住民票上の住所千葉県松戸市高塚新田642番地の102
破産者　大久保敬一
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１４７６６号
静岡県下田市吉佐美2750番地の14
破産者　株式会社ＥＭＣ
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４６６号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目20番10号
破産者　アストロ株式会社
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８６５号
東京都台東区浅草橋３丁目７番３号、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区浅草橋５丁目９番10号
破産者　株式会社城代
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０３５号
東京都港区芝浦４丁目４―27―233
破産者　白井　　研
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１６号
東京都葛飾区柴又３丁目２番21号
破産者　唐崎　浩子
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３３８号
東京都世田谷区玉堤１丁目６―11―205
破産者　菊池　　誠
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４６２号
東京都品川区南品川５丁目11―27―106、開始決定時の住所東京都品川区西大井１丁目16―10―202
破産者　山口　直子（旧姓島）
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１９６号
埼玉県さいたま市浦和区領家６丁目３―17―102、開始決定時の住所埼玉県さいたま市浦和区本太１丁目14―５―102
破産者　秋山　　弘
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２１１号
福岡県福岡市中央区薬院３丁目12番10号　ネオハイツ薬院215号
破産者　株式会社ヴィッタ
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４７６号
東京都渋谷区渋谷３丁目６番２号　第２矢木ビル地下２階
破産者　株式会社ｒｅｌａｔｉｏｎｓ．
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４７７号
埼玉県さいたま市中央区新中里３丁目16―６、住民票上の住所東京都港区白金３丁目14―10―601
破産者　高山　博行
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４９０号
東京都杉並区上荻４丁目19番23―901号
破産者　有限会社ビィワースプレス
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４９１号
東京都調布市富士見町４丁目34―14
破産者　五十嵐直樹
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部